

## 相模原市農業委員会第2回会議議事録

開会日時 令和4年4月28日 午後1時41分

閉会日時 令和4年4月28日 午後4時00分

開催場所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出席委員 (○印)

1	青木 齋	⑧	志村 佳男	⑮	八木 拓美
②	齋藤 憲一	⑨	阿部 健	⑯	菱山 喜章
3	加藤 正博	⑩	高橋 三行	⑰	藤村 達人
④	渋谷 久夫	⑪	齋藤 孝之	⑱	天野 明
⑤	斉藤 嘉之	⑫	山口 幸男	⑲	加藤 通一
⑥	大塚 優子	⑬	大谷 健一		
⑦	小林 康史	⑭	西東 邦雄		

出席委員 17名

欠席委員 2名 (1番青木齋委員、3番加藤正博委員)

傍聴人 0名

事務局 斉藤ますみ 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 渡邊健司

議事録署名人 議長

\_\_\_\_\_

議席 2番

\_\_\_\_\_

議席 16番

\_\_\_\_\_

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第1回農地あっせん委員会報告
3		第1回農政運営委員会報告
4		第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告
5	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
8	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
9	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について
10	議案第6号	農用地利用集積計画の決定について
11	議案第7号	農用地利用集積計画の決定について
12	議案第8号	農用地利用配分計画の作成について
13	議案第9号	農用地利用計画の変更について
14	議案第10号	令和5年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について
15	報告第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
16	報告第2号	農地所有適格法人の報告について
17	報告第3号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
18	報告第4号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
19	報告第5号	非農地証明書の発行について
20	報告第6号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
21	報告第7号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
22	報告第8号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

## **議長（阿部会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第2回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、1番青木齋委員、3番加藤正博委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、16番菱山喜章委員、2番齋藤憲一委員を御指名いたします。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

斉藤事務局長兼次長に報告いたさせます。

### 事務局（斉藤事務局長兼次長）

それでは、私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、令和4年3月30日から令和4年4月27日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

4月20日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長、私、斉藤が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問3件、報告13件となっております。

続きまして、市関係でございます。

3月30日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、農業委員会第37回総会を行いまして、農業委員15名が出席されております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

続きまして、4月1日、市民会館3階第1大会議室におきまして、農業委員会第1回総会を行いまして、農業委員19名が出席されております。内容につきましては、小委員会の設置等についてほかでございます。

続きまして、同日、同場所におきまして、第1回農地あっせん委員会を行いまして、農地あっせん委員19名が出席されております。内容は委員長の選任についてほかでございます。

続きまして、同日、同場所で第1回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員12名が出席されております。内容は委員長の選任についてほかでございます。

続きまして、4月18日、市民会館3階第1大会議室におきまして、第1回農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、推進委員20名、農業委員19名が出席されております。内容につきましては、相模原市農地利用最適化推進委員の身分証等についてほかでございます。

続きまして、4月21日、職員会館4階会議室1におきまして役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

裏面を御覧いただきたいと存じます。

2のその他でございます。

県関係でございます。

4月13日、県、県農業会議、県農業公社へ、阿部会長、菱山副会長、私、斉藤が正副会長の新任挨拶を行いました。

続きまして、市関係でございます。

4月1日、市役所本館2階第1特別会議室において、農業委員会委員選任発令式が行われ、農業委員19名、私、斉藤が出席しております。

続きまして、4月25日、南区麻溝台におきまして、本庁地区の新任農業委員現場研修会を行いまして、農業委員6名、私、斉藤が出席しております。内容につきましては、農地法第5条の許可申請案件についての現場研修でございます。

続きまして、4月25日、中央区田名におきまして、本庁地区の推進委員全体現場研修会を行いまして、農業委員1名、推進委員8名が出席されております。内容につきましては、農地利用状況調査についての現場研修でございます。

続きまして、4月26日、緑区三ヶ木、長竹におきまして、津久井地区新任農業委員現場研修会を行いまして、農業委員4名、推進委員1名が出席されております。内容につきましては、農地法第5条の許可申請案件についての現場研修でございます。

続きまして、4月26日、緑区寸沢嵐、若柳、又野におきまして、津久井地区推進委員全体現場研修会を行いまして、推進委員7名、私、斉藤が出席しております。内容につきましては、農地利用状況調査についての現場研修でございます。

以上でございます。

**議長（阿部会長）**

ただいまの会務報告について何か御発言がありましたら、お願いいたします。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 第1回農地あっせん委員会報告

### 議長（阿部会長）

続いて、日程2「第1回農地あっせん委員会報告」をいたします。

天野委員長から報告をお願いいたします。

### 委員長（天野委員）

それでは、4月1日に行われました第1回農地あっせん委員会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

当日の総会で委員会が設置され、委員が選任されたことに伴い、正副委員長を互選いたしました。委員長には私、天野明が、副委員長には小林康史委員が選任されました。

以上、簡単ではございますが、第1回農地あっせん委員会の報告とさせていただきます。

### 議長（阿部会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について何か御発言がございましたら、お願いいたします。

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第1回農地あっせん委員会報告を終わります。

## 日程3 第1回農政運営委員会報告

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程3「第1回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いいたします。

### 委員長（高橋委員）

それでは、4月1日に行いました第1回農政運営委員会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

当日の総会で委員会が設置され、委員が選任されたことに伴い、正副委員長を互選いたしました。委員長には私、高橋三行が、副委員長には齋藤憲一委員が選任されました。

以上、簡単ではございますが、第1回農政運営委員会の報告とさせていただきます。

### 議長（阿部会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について何か御発言がございましたら、お願いいたします。

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第1回農政運営委員会報告を終わります。

## 日程4 第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告

### 議長（阿部会長）

続いて、日程4「第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。

菱山副会長から報告をお願いします。

### 会長（菱山副会長）

それでは、4月18日に行われました第1回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

4の議題については7つの項目がありましたが、主な意見等を報告します。

議題5の相模原市農地利用最適化推進委員互助会規約及び監事の選出については、鈴木推進委員が監事に選出されました。

また、議題6、令和4年度相模原市農地利用最適化推進委員連絡会等の日程について、委員から未定になっている日程調整の対応について意見がありました。

以上、第1回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の報告とさせていただきます。

### 議長（阿部会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について何か御発言がございましたら、お願いいたします。

### 議長（阿部会長）

よろしいでしょうか。

それでは、以上で第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

## 日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第1号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1001から3-1004は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の4件について説明いたします。引き続き、2ページから3ページを御覧ください。

收受番号3-1001は、緑区牧野に住む譲受人が、同じく緑区牧野に住む譲渡人の所有する農地を親戚間での財産整理のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、牧野の畑、2筆、243㎡です。今後の作付はエンドウマメ等、露地野菜や果樹の栽培を予定しています。審査基準につきましては現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地13筆、4,177㎡適切に管理されており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、妻が250日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1002は、緑区澤井に住む譲受人が、同じく緑区澤井に住む譲渡人の所有する農地を経営規模拡大により所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、澤井の畑、1筆、1,063㎡です。今後の作付はブルーベリーの栽培を予定しています。審査基準につきましては現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地5筆、1,608.48㎡適切に管理されており、当該地の取得により、下限面積要件の2,000㎡以上を満たすこととなります。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が250日、妻が120日、子が150日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1003及び3-1004は関連案件となりますので、一括して説明させていただきます。両案件とも緑区鳥屋に住む譲受人が、3-1003では横浜市港北区に住む譲渡人の所有する農地を、3-1004では緑区相原に住む譲渡人の所有する農地をそれぞれ財産整理のため、親子間で所有権移転を受ける申請になります。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧

ください。3-1003の申請地は、鳥屋の畑、2筆、380㎡、3-1004の申請地は、鳥屋の畑、1筆、227㎡です。今後の作付は、ハウレンソウ、キュウリ、ナス、コマツナ等の露地野菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地6筆、2,259㎡適切に管理されており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日、妻が100日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3-1001及び3-1002については、藤野地区担当、天野明委員にお願いします。

### **18番（天野委員）**

3-1001につきましては、譲受人夫妻が農作業をしておりましたので、この内容どおりに確認したところ、事務局の説明のとおりで、現地を確認したところ、これにつきましては異議なしと認めます。

続きまして、3-1002につきましても、譲受人が現地におりましたので、いろいろ確認したところ、事務局の説明したとおりでございます。それから、この土地は、この写真の西側の下が陣馬山の登山道になっておりまして、ブルーベリーを作って、登山者に販売すれば観光振興には大変役に立つのではないかとということで、大変、有効利用の土地であろうと考えます。ですから、現状を見て、購入される方の意見につきましても、有効利用されると思いますので、許可相当と認めたいと思います。

以上でございます。

### **議長（阿部会長）**

収受番号3-1003及び1004については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

### **16番（菱山委員）**

3-1003と3-1004は、同じ畑、隣同士で、譲渡人は譲受人の娘2人でございます。結婚されたので、親が再度譲り受ける形になっています。ここは昔から耕作していらしたので、事務局の説明のとおり何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か御発言はございますか。

### **17番（藤村委員）**

3-1002、天野委員のおっしゃったとおり、いい話だと思いますけれども、事務局に確認ですが、既に耕作されている面積が2,000㎡以下となっておりますが、どのように判断されているのでしょうか。

### **事務局（松浦所長）**

今御質問のありました2,000㎡以上のお話ですけれども、藤村委員がおっしゃるとおり、今回のこの方については1,600㎡程度ということで若干足りない中で、今回の取得に至った中で2,000㎡を超えていただきたいということで申請を出していただいているような経過もございます。実際にこちらの方、地元で結構やられていて、面積は少ないですけれども、今回の申請地も斜面地ですけれども、自ら斜面地のところを結構きれいにやられたり、私どもも調査に行ったときに、お隣の畑で実際に耕作されているところを拝見させていただいておりますけれども、特に問題はなかろうかなということで申請の受付をさせていただいております。よろしく申し上げます。

### **17番（藤村委員）**

分かりました。農家として既にしっかりやられておるという条件で認めたと、そういうことですね。はい、了解です。

### **18番（天野委員）**

この方は、元市役所の方で、退職後、北海道で農業を営んでいまして、相当の広さの田んぼまで購入してやっているということで、カボチャ、ジャガイモを作って、上野原市農協とか神奈川つくい農協等で販売しております。ですから、面積的には特に問題のない方ということをお聞きさせていただきます。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

ほかにいかがでしょうか。

**質疑なし**

### **議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

### **議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

### **議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第2号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、4ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和4年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5ページを御覧ください。

收受番号3-1は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は、緑区大島の畑、1筆、362㎡です。リニア中央新幹線は品川と名古屋との間を通る計画で、旧相模原市内では境川から相模川まで地下トンネルを通ります。その区間については区分地上権を設定することになります。区分地上権の設定は、地下40mよりも浅い場所にトンネルなどを建設する場合に必要となります。地下40mよりも深い場所には大深度法の適用を受け、区分地上権の設定は不要となります。旧相模原市域での農地の区分地上権の設定は、宮下本町から大島方面にかけておおよそ全50件で、令和2年から現在まで25件が完了しています。なお、トンネルの幅ですが、横幅については約20m、深さについては地上から約36mの地下の位置に建設予定になっております。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はありますか。

### 質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

### [ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

### 全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程6 議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第3号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、6ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和4年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7ページを御覧ください。

收受番号4-1は、申請人が所有する上溝の農地、1筆、1,586㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、運送業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、既存ブロック積み2段及び鋼板を活用するとともに、新たにブロック積み2段を設置し、土留めをする計画です。雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は鳩川すみれ公園の東約280mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-1について、中央地区担当、小林康史委員、お願いします。

### 7番（小林委員）

4月27日に現地を確認してまいりました。現在の状況ですが、整地されているところです。案内図の5ページを見ていただきますと、北側の道路沿いのところは、現在、トラックの駐車場です。その左側は資材置場になっています。申請地の南側の道路沿いも資材置場になっています。そういうところに挟まれた状況でございます。土留めですけれども、両側は転用されて資材置場とかになっていますので、奥側に三角形の畑があります。そちら側は何も土留めがされていませんので、ブロック2段積みという予定となっております。こちらはトラック18台の駐車場という申請なんですけれども、出入口の道路の幅は7mありますので、出入りに問題はないかと思われま。土地の境の杭も4か所しっかり確認できましたことを報告いたします。よろしく御審議ください。

### 議長（阿部会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

### 17番（藤村委員）

この農地の出入口はどこにあるのですか。

### 事務局（伊藤担当課長）

地図で申請地の東側の道路がありまして、左側の道路を北側に行くと交差点があります。その交差点を左折していただくと川沿いに向かう道になるんですが、川に突き当たる手前のところに2区画ぐらい土地がありますが、2区画ある右側のところからこの奥のところへ行けるように、実際には道路があるというようになっております。

**17番（藤村委員）**

なるほど。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**17番（藤村委員）**

はい。

**議長（阿部会長）**

他に御発言はありますでしょうか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第3号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 8 議案第 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、8 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5-1 から 5-2 及び 5-1001 から 5-1006 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 4 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、9 ページを御覧ください。

收受番号 5-1 は、貸出人が所有する大島の農地、1 筆、437㎡のうち、187.39㎡に使用貸借権を設定し、借受人の自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は 6 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、現在、貸家に住んでいる娘夫婦の住居を建築するための申請です。建築予定地の東側については家庭菜園として利用する予定です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み 1 段から 3 段を設置して土留めする計画です。雨水については雨水浸透ますを設置する計画です。汚水については公共下水道に接続します。申請地は中の郷あさひ公園の東約 50m です。

続きまして、9 ページから 11 ページを御覧ください。

收受番号 5-2 は、譲受人の中村運送株式会社が、譲渡人の所有する麻溝台の農地、9 筆、1,524㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は 7 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、現在、運送業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロック 2 から 3 段積みを使用し、排ガスの影響を鑑み、安全鋼板高さ 3m を設置します。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立麻溝台中学校の北東約 110m です。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは引き続き、津久井事務所管内の 6 件について説明いたします。12 ページから 14 ページを御覧ください。

收受番号 5-1001 は、譲受人である有限会社ファミリーホームが、譲渡人の所有する緑区日連の農地、1 筆、241㎡の所有権移転を受け、宅地造成するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は 8 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、宅地造成す

るものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、既存のコンクリートブロック擁壁2から4段及び玉石土留め高さ約1mを使用し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は日連診療所の北東約430mです。

続きまして、收受番号5-1002は、譲受人であるイーゲート株式会社が、譲渡人の所有する緑区青野原の農地、1筆、1,215㎡の所有権移転を受け、新たに太陽光発電設備を設置、売電するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、太陽光発電事業を営んでおり、新たに太陽光発電設備を設置し、売電するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、敷地外周にフェンス高さ80cm及び波板土留め高さ約50cmを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原診療所の西約110mです。

続きまして、收受番号5-1003は、譲受人である株式会社美都住販が、譲渡人の所有する緑区三ヶ木の農地、1筆、935㎡の所有権移転を受け、建売住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。下側の斜線部分が申請地となります。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、建売住宅2棟を建設し、販売するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、コンクリートブロック1から5段及びRC擁壁高さ1から2メートルを設置し、雨水については浸透処理施設を設置するとともに、汚水、雑排水については公共下水道に接続する計画です。申請地は津久井中央保育園の北約280mです。

続きまして、收受番号5-1004は、譲受人である株式会社美都住販が、譲渡人の所有する緑区三ヶ木の農地、1筆、347㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。今回の5-1004については、上側の塗りつぶした部分が申請地、それから、白抜きで宅地と書かれた部分を含めて事業地ということになります。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、近隣の水道工事業者からの要望により、新たに貸駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、コンクリートブロック1から5段を設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は津久井中央保育園の北約300mです。

続きまして、收受番号5-1005は、借受人である東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人の所有する緑区長竹の農地、5筆、1,602㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、リニア中央新幹線電力供給に伴う鉄塔建設に係る工事用地として一時転用するもので、一時転用の期間は令和5年11月30日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め板高さ約30cmを設置するとともに、汚水については、くみ取式仮設トイレを設置して処理し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は串川中学校の南東約1,150mです。

続きまして、收受番号5-1006は、譲受人である株式会社やまびとが、譲渡人の

所有する緑区鳥屋の農地、1筆、684㎡のうち453.60㎡に使用貸借権を設定し、資材置場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、薪の製造販売を行っており、事業拡大に伴い、一時的に新たな資材置場を確保するもので、一時転用の期間は令和7年5月5日までです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土留め策として、矢板土留め高さ約50cmを設置し、汚水については敷地内浸透とする計画です。申請地は鳥屋中学校の東約340mです。

以上で説明を終わります。

### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-1について、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

### **12番（山口委員）**

5-1について御説明いたします。ここは、案内図で見ても分かりますとおり、道路と住宅に囲まれている場所です。それと、この場所は3年ほど前から防草シートが敷かれています。今の状態になっておりました。あと、境については、29日に現地に行って、目立たない杭ではありましたが、確認はできました。新たに住宅ができたにしても、周りの農地についての影響は全くないものと考えます。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

はい、御苦労さまでした。次に、収受番号5-2について、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

### **8番（志村委員）**

収受番号5-2です。先日、4月25日に新任の農業委員研修会ということで現地視察を行いました。先ほど事務局の方から御説明があったように、3mの擁壁と、雨水のほうは大丈夫だと思います。境界も別に問題なく確認できました。ただ、7ページの地図を御覧いただきますと、右側に尾形牧場さん、それから道路を挟んで正面にコトブキ園の養鶏場がございます。大型トラックが夜間出入りしたりすると、この農家に影響があるんじゃないかとお尋ねしたんですけれども、後日、事務局の方から連絡がありまして、業者は適切な対応をするということでございましたので、特に問題はないと思います。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号5-1001について、藤野地区担当、天野明委員、お願いします。

### **18番（天野委員）**

4月27日、現地を確認してまいりました。この場所は、事務局が説明したとおり、住宅が点在している地域でございます。それと、1軒置いた西側、2筆、農地だったものを許可申請がありまして、もう許可になって住宅を建設している現場でございます。その隣の現場で、現況は梅の木が植わっているような状況です。住宅地域ですので転用

は支障ないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号5-1002及び5-1006について、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願ひします。

#### **16番（菱山委員）**

4月26日に加藤推進委員と現地調査へ行つてまいりました。5-1002に関して、太陽光発電の敷地ということで、事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思ひますけど、あの地区は、正直言つて、太陽光発電が結構多いので、これからどうなるのかなという危惧は持っています。取りあへず、皆さんの慎重審議をよろしくお願ひいたします。

続きまして、5-1006ですが、4月25日に中島推進委員と現地調査へ行つてまいりました。ここは事務局の説明のとおり、684㎡のうち453.60㎡ということで、奥のほうはシノやぶになつて、写真を見てもらうとボッチが3つぐらいあるんですけど、シノを刈つてチップにした残りで、下のほうはシノが相当残っているので、ちょっとそこだけは外しているようなことを聞きましたので、それ以外は何ら問題なく使えると思ひますので、皆さんの審議、よろしくお願ひいたします。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、収受番号5-1003及び5-1004について、津久井地区担当、大塚優子委員、お願ひします。

#### **6番（大塚委員）**

それでは、5-1003と5-1004は隣接する農地でございますので、まとめて御報告いたしたいと思ひます。4月26日に事務局の案内により、現地を調査いたしました。現地の周囲は南側と東側は宅地と農地、北側は資材置場、西側が道路と住宅地となつており、農地自体はもう何年もセイタカアワダチソウが相当生えているところなので、不耕作地となつているようです。今回、計画地の周囲には、事務局の説明がございましたとおり、境界杭や、しっかりとした石垣が組んであつたりし、それぞれ擁壁やコンクリートブロックを業者が設置するとの計画ですので、隣接する農地への雨水、土の流出等の影響はなく、特に問題はないと思ひます。生活用水は津久井の公共下水道に流れますし、駐車場の雨水は砂利地のようなので、そのまま自然に吸収してもらうようになると思ひます。それらの観点から、特に問題はなく、転用もやむを得ないのではないかとと思ひます。

以上にて報告を終わらせていただきます。よろしく御審議ください。

#### **議長（阿部会長）**

御苦労さまでした。続きまして、収受番号5-1005について、津久井地区担当、八木拓美委員、お願ひします。

#### **15番（八木委員）**

こちらの案件、諸事情によりまして長谷川推進委員に報告をもらつておりますので、こちらを御報告させていただきたいと思ひます。4月26日に事務局の案内により現地を調査しました。申請地の周囲は、東側は農地、北側、西側、南側は道路となつており、農地自体は農用地区内で一部に不耕作地が見られますが、耕作中または耕うんされた状

態になっています。計画地の周辺は、事務局の説明のとおり、土留めを設置している計画とので、設置する農地は1段高くなっているため、雨水、土の流出などによる影響はなく、特に問題はありません。また、一時転用後は所有者が作付をする計画とので、一時転用はやむを得ないと思います。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### **議長（阿部会長）**

御苦労さまでした。これより質疑に入ります。何か御発言ありますでしょうか。

### **2番（齋藤委員）**

5-1002について、質問ないし説明等を受けたいんですけど、ここに画面が出ていますが、この絵は南側に向かって映した絵ですよね。右側というのは、図面上は要するに農地、畑の記号が入っているんですけど、これは段差としては平らなのかどうか、この右側。その畑は、何か結構、これ、大きくなっているんですけど、西側に相当するわけで、どのくらいの高さの太陽光パネルの設置ならばそちらの耕作者にとって問題ないのかどうか。

2点目は、南側に太陽光ですから、パネルの角度ですね。そういうもので、南側の今一部、青野原の郵便局とか、あと何軒か家があるんですけど、そういったところにパネルからの光反射みたいのが果たして出るのかどうか、その辺どうなっているのかということをお教えいただくと同時に、どういう判断をされているのか、御説明を求めたいと思います。

以上です。

### **事務局（松浦所長）**

御質問いただきましたのは2点だと思います。お隣の農地への影響と、あとはパネルによる反射光ということで受け止めましたけれども、隣の農地に関しましては、先ほど御説明しましたけれども、そちらの境については波板の土留めで、こちらは単管パイプを組みながら土留めをさせていただくということで影響はないように措置をするということで、御報告と造成後のレイアウト図みたいなものはもらっております。

もう一つの反射に関しては、こちらのパネルの施工は角度的には20度ということで、多分、低めの角度になっていて、一番長頭部に関しては2.2mの高さということで、それほど高くないのかなど。それに加えて、今回、この写真を見ていただいても分かる通り、南側については、もともとの道路のところから何mか低いところに設置することになっておりますので、ある程度、反射光の影響はあるかと思いますが、その辺りは問題ないのかなど思っております。基本的に業者に、また、そういったことにはよく注意するようということで、こちらからもお伝えできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

### **2番（齋藤委員）**

西側のところって結構面積が広いんですけど、ここは今、耕作しているんですか。

### **事務局（松浦所長）**

そちらは今現在、写真で見ていただいても分かる通り、耕作はされていらっしゃいます。

以上です。

## 2番（齋藤委員）

これ、ガラス貼るの、図面で、これ見ると。平ら？

## 事務局（松浦所長）

平らです、段差はないです。同じ高さになります。

## 2番（齋藤委員）

耕作するのは西側ですから、パネルのあれから、太陽光だったら別に光線とか何かは大丈夫だと思うんだけど、いずれにしても、境とか何か、ここ、耕作、結構しっかりしているところかどうか、これではよく分からないので、耕作者にやっぱり十分内容を説明しておく必要が、太陽光を1回設置しちゃうと、なかなか移動したり、やめたりできないので、よく説明しておかないと、話が違うんじゃないのみたいなにならないように、よく指導しておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

## 議長（阿部会長）

事務局、どうですか。

## 事務局（松浦所長）

分かりました。事業者には委員がおっしゃっていたようなことをお伝えしたいと思えます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

## 17番（藤村委員）

今の齋藤委員の質問と全く同じなんですけど、転用しちゃうと、というか、我々、農業者の代表としては、周りの農地に影響がないかどうかだけ考慮して、転用許可の判断をしますが、実際、周辺住民としては、太陽光パネルの設置の影響でいろいろ意見が出る可能性が考えられ、そういう配慮というのはどの時点でなされるんでしょうか。例えば南側には郵便局があったり、この住宅があったりするんですけど、その方々に対して、太陽光パネルが設置されても問題がないというような配慮、結論はどのような形になって出てくるんですか。それとも、さっき、齋藤委員がおっしゃられたように、いろいろ配慮してくださいと、農業委員会として指示するのでしょうか。

## 議長（阿部会長）

事務局、どうですか。

## 事務局（松浦所長）

藤村委員の今の御質問、施工してみてもうどうなのかという話になってしまうのかなという気はしますが、確かに光に関しては、こちらが南側ですから、日が回る角度によっては、それぞれのところに影響が出てくる部分もあるのかもしれないんですけども、実際に設置するに当たっては、当然のことながら、近隣の住人とかには説明していただいていますので、その中で業者で御対応いただくのかなと思われれます。実際にそういうことが起きてきた場合には、例えば太陽光に影響がないようなフェンスで囲ったりとか、何かそういう手だてをするのかなと。あとは素材自体がどういう形のものなのか、私も詳しく知らないんですけども、要は反射光が少ないような素材を選ばれている可能性もあると思うんですけど。

## 17番（藤村委員）

私の質問自体は、影ができて困るとか、水が流れて困るとかということは、農家としては、それでしっかりと業者に指導するのは農業委員会の役割ですが、周辺住民に対す

る説明とか了解というのは、業者がきちんとやっているから、うちは考えなくていいと、そういうことでよろしいのでしょうか、そうですね。

**事務局（伊藤担当課長）**

どのような工事にしても、周辺の方に影響を与えるようなものであれば、転用の相談を受けているときに、土地の利用計画図というのを出示してもらいます。今回のケースでいえば、これだけ長い奥行のあるところで、どういった形で太陽光を設置するか。当然、どこの方面に向いて、どんな角度で設置するか、角度によっては、当然、今回でいえば、反射光が反対側の住宅地のほうに行くのではないかとか、その先が農地であれば、光が当たることによって、当然、作物の成長にも影響が出てきますので、そういった図面、計画図を見たところで、周辺に影響があるのではないかという疑問があったときには、業者に確認して、きちんとした地域への説明をするように、義務化ではないんですけれども、そのように事業者に指示しています。やはり、計画図が出てこないことには、当然、うちのほうでも判断というのはできませんので、そういったものを基に、計画図を出してきたときに判断して、すぐに、申請を受け付けるとは、なかなかいきません。この角度ではほかに影響があるんじゃないのか、そういったものもきちんと意見は言っております。

**議長（阿部会長）**

今の関連ですか。

**18番（天野委員）**

関連で。

**議長（阿部会長）**

はい。

**18番（天野委員）**

太陽光発電を設置する場合は、行政として、どの部署が関与するか。太陽光発電を宅地へ設ける場合には農業委員会は関係ないと思うんですが、環境問題が出てくるようなこと、これは行政ではどこか指導はしているわけでしょうか。農業委員会は農地転用の関係だけで本当はいいと思うんですが、この転用、環境問題まで関与するようなことが必要かどうかというところを教えてくださいなんですけど。農業委員会の許可申請の中で、そういうところまで審査しなきゃいけないのかということですね。これがはっきりすれば、藤村委員が言われたようなことも解決すると思います。ですから、太陽光発電を農地へ設置する場合には農業委員会、山林に設置する場合には農業委員会は関係ないですし、宅地だったら関係ないということがあろうかと思うんで、だから、その区分を明確にしておけば、今後の問題解決がされるんじゃないかなと思います。そうすれば、こういう議論が簡単に済むんじゃないかなと思いますので、SDGsの関係なんかもあるでしょうから、会議は短くて済むような感じになろうかと思います。そこら辺の整理を分かったら教えていただければと思います。

以上です。

**議長（阿部会長）**

事務局、どうですか。

**事務局（伊藤担当課長）**

今の天野委員の御質問に完全にはお答えできないとは思いますが、申請書類

を見る限り、太陽光のパネルを設置するということに関しては、一般社団法人太陽光発電協会というところで、ここに設置したいんですけどということに対して、設置していいですよという、設置に対する認可というか、承認というのは出てきます。しかしながら、それ以前の、今ここで議論したようなことに関しては、農地でなければどこがそういう規制をするかというのは、特段、添付資料の中にも出てきていないということになりますので、一般的な社会通念上、迷惑がかからないような設置の仕方をしてもらう程度なのかもしれませんし、ただし、設置場所によっては、強風が吹くような地形であったりすれば、万が一、強風でパネルが吹き飛ばされたり、そういった想定を考えたときに、迷惑がかからないような設置方法をするとかは、やはり事業者側で考慮すべきことなのかなとは思いますが。特に規制するところはなさそうなところですよ。

#### **17番（藤村委員）**

今ここで結論を出すとかじゃなくて、事務局が確認していただきたい。我々としては、農地を見るとか、農家側の視点で見るということしかできない。例えば環境影響評価とか、その他の法令に対して、全部済んでいるのであれば、構わないんですよ。だけど、何も済んでいませんよといったら、ちょっとやっぱり、いろいろ回り回って、農業委員だって、近くの人だから、ちょっと気になったりするわけだから、それはやっぱり整理していただかないと。ほかの調整は済んでいますよと、問題は農地の判断、指示だけですよということにしましょうよ。

#### **事務局（斉藤事務局長兼次長）**

今いろいろ御意見いただきまして、ほかの法令は問題ないとかということを確認させていただきまして、そういったことも確認できるような形で御説明させていただきたいと考えておりますので、次回以降に対応できるようにしてまいりたいと思います。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

関連することですか。

#### **10番（高橋委員）**

はい。今みんなが言っているように、太陽光発電なんて、みんな、本当にいいと思ってやっているんでしょうけど、環境に優しいとか言っているけれども、本当は環境に良いことばかりではないんです。だから、相模原市はどういう態度で太陽光発電を受け入れる、受け入れないということをする部署をしっかりと設置してもらうように、担当部署が審査する。太陽光発電協会なんていうのは、推進しているんだから、みんな許可しちゃうんですよ。だから、相模原市はこういうことは考えているんですよということを、市役所のどこかの一部がしっかりと確認するようになってもらわないと。藤村委員が言ったように、だって我々は、農地転用の許可が出ればいいよ、仕方がないよ、満足しているよ、それでおしまいじゃないですか。これが法律に入っているとしたら、正しいとなるので反対したら駄目よというような格好になっちゃうから。だから、しっかりと判断してもらう部署がないといけないなと、そのように思っています。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

御意見をいただきました。事務局、どうですか。

#### **事務局（斉藤事務局長兼次長）**

今いただいた御意見、そういった部署をきちんと設定するしないということについては、すぐにお答えできない状況ではございますが、ほかの部署で関係して、問題ないと判断する部署があるのであれば、今後、総会でそういった意見をいただいていますという状況をお伝えできるようにはしていきたいと思っております。

以上です。

### **議長（阿部会長）**

地区担当の委員からも、危惧はするものの、農地をそのように変えていくということではやむを得ないのではないかなと受け取ったわけなんですけど、この件については、この程度にさせていただきたいと思っております。

ほかにありますか。

### **12番（山口委員）**

確認で、5-1005と5-1006で一時転用となっているんですけども、転用中の農地の表面というのはどういう状態にされるのでしょうか。

### **事務局（松浦所長）**

お尋ねいただきました2件なんですけれども、5-1005については仮設の工事用地ということで、農地の表土を削って、ほかのところへ仮置きしながら、一時転用が終了した後、また元の土をかぶせるというようなお話は聞いております。仮置場については、実は先月の総会の中で御承認いただきまして、県のネットワークに諮問をさせていただいた案件で御審議を頂戴しております。

それから、5-1006についてですけれども、事業者から伺っているところだと、特に表土については、置くもの自体が薪ということで、実は原木をこちらに置きたいというお話を頂戴しています。そんな関係もあるので、特に砂利を入れたりとか何かせずに、現状のまま使いたいということで、一時転用が終了した後、何かが入ったり、入るとすれば木くずとかそういう形のものだと思いますので、現状とあまり変わりなくお使いいただけるものではないかなと事務局では判断させていただいております。

以上です。

### **12番（山口委員）**

了解しました。

### **7番（小林委員）**

5-2、研修で現地確認をしたというところなんですけれども、私、出席していないので何とも言えないんですが、左側に牧場がありますね。多分、ここは乳牛を扱っている方だと思うんですけども、光に対する配慮というのはすると聞いたんですが、トラックが出入りするということは、日中も夜間も出入りするということなんですけれども、音、やはり牛も生き物なので、そういうのでストレスを感じて、例えば乳が出なくなったりとか、そういう懸念もなくはないような気がするんですね。前にも養鶏場がありますけれども、やはり生き物ですし、かなり敏感だと思います。そういう配慮は何か対策はあるのでしょうかね。

### **事務局（伊藤担当課長）**

直接、今の段階では、事業者と隣接する牧場には、交渉というか、細かな説明までは至っていないんですが、鋼板を3mの高さにする計画になっています。事務局側としても、ちょっと高いんじゃないかということで申請者に確認したところ、ディーゼル車な

ので、当然、排ガスが出る関係で、まずは3 mということで事業計画をさせてもらったと。今後、隣地の牧場の方と話をした中で、この高さが逆に下がるかもしれないし、このままで行くかもしれない。極力、隣地の方の意見に合う形で事業をしていくということです。その点は隣接する牧場とかにお話はしていただけると考えております。

### **7番（小林委員）**

そういう配慮は、ぜひお願いします。やっぱり、乳牛を扱っているのに、乳が出ないというのは死活問題になりますので、その辺よろしく願いいたします。

### **13番（大谷委員）**

先ほど、パネルの写真がありましたよね、そこをスクリーンに映してください。その写真の右側ですか、土留めをするというお話をさせていただきましたよね、畑とパネル、太陽光の境界に。それ、鉄板でやるのか、それともコンクリートでやるのかという（「波板」と呼ぶ者あり）波板という話をしておりましたけれど、実は、私ども3年間やってきた中で、コンクリートブロック以外でやっていたところが土留めが45度ぐらいに倒れて、用水路を塞いじゃった場所を数か所確認しております。やっぱり、鉄板のような土留めだと、永久的じゃないんですよ。だから、壊れたときには誰が責任を取るのか、その辺を少し考えていただきたいと思います。将来、いろいろなところで土留めの問題が発生すると思うんですが、よろしく願いいたします。

### **事務局（松浦所長）**

素材は鉄板で入る予定と聞いております。実は土留めに関しましては、今、委員からもお話がありましたけれども、土に埋まっている部分についてはそういう形になるんですけれども、それとは別に、太陽光の設備の周りをメッシュフェンスみたいな形のもので覆いたいという話がありますので、そちらも有効的に作用するのかなとは思っています。

### **13番（大谷委員）**

では、倒れるようなことはないということで。

### **事務局（松浦所長）**

はい、実際に高さは50 cmになりますけれども、埋め込み自体をそこより深く、全体で65 cmと書いてありますので、15 cmは埋め込むと。50 cmが上に出るといって、全体が65 cmですけれども、埋め込むというような形に図面には書いていただいています。

### **議長（阿部会長）**

これ、土盛りをするということじゃないんでしょう。

### **事務局（松浦所長）**

そうですね、土盛りをするということではなくて、掘り下げて、そこに15 cm埋め込んで、地上から50 cm出すということです。

### **議長（阿部会長）**

地盤は下がらないんだ、変わらない。

### **事務局（松浦所長）**

はい、地盤は変わらないです、平らなところに埋め込むということです。

### **13番（大谷委員）**

分かりました。ただ、将来的にこういう問題が発生することは容易にあると思います。過去3年間やってきた中で、鉄板の土留めが45度ぐらいに倒れて、誰の責任になるの

よと思いたくなるようなのが数か所あるんですが、そういう問題が起きないようにしてもらいたいと思います。

**議長（阿部会長）**

事務局、どうですか。

**事務局（松浦所長）**

今おっしゃっていただいたようなことも含めて、事業者には伝えておきます。実際に設置したのに関しては、設置義務というものもあると思いますから、そういったところは果たしていただくのが本筋かなとは思いますが、お願いいたします。設置することについて、当然、許可の中の一部ということで考えますので、それはしっかり管理していただくというところも義務化していくのかなと思います。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきたいと思います。

議案第4号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程8議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程9 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第5号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、16番菱山委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

### 16番 菱山喜章委員 退席

### 議長（阿部会長）

それでは、日程9議案第5号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、15ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1007は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-1007については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聞くものとする。令和4年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の1件について説明いたします。16ページから19ページを御覧ください。

整理番号5-1007は、譲受人である東海旅客鉄道株式会社が、譲渡人の所有する緑区鳥屋の農地、17筆、5,998.38㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定とするための申請です。現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線の車両基地建設に伴う収用事業を行っており、集団移転地として特定建築条件付売買予定地とするものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、RC擁壁高さ1.5mから4m、間知積み用ブロック擁壁高さ2mから6m等を設置し、雨水については各区画内に浸透施設を設置して処理する計画です。申請地は鳥屋小学校の北東約360mです。なお、本申請は都市計画法の開発許可との許可日調整を行っております。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-1007について、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いします。

### 15番（八木委員）

案内図13ページを見ていただきますと、今回、建設自体が予定されているのは、この中央の一番広い部分、周りの方からお伺いした話ですけど、ここには9軒の住宅が建

設される予定と聞いています。このすぐ下の川があるところ、ここが4 mの擁壁が組み  
れると伺っていますので、住宅の周りについては、十分な雨水対策が取られ、擁壁が施  
工されると伺っています。こちらはだいぶ前からリニアの集団移転ということになって  
いるもので、周辺の農地、多分、果樹園だったと思いますが、こちらについては、ちょ  
っと荒れていた状態で、現時点、最低限度の草刈りがされているという状態です。今回  
ちょっと気をつけていただきたいと思ったのが、ここに主要道路から2 mの建設用の道  
路がなかったもので、このすぐ下から主要道路が縦長に、こちらも転用の部分なんです  
けれども、こちらの部分を2 m以上、建設道路が通るような広さにするためにこちら  
も転用が行われるという形なんですけれども、このすぐ左側がまだ果樹園で残っていま  
して、こちらが割ときれいにされているところなので、こちらへの土砂の流出などは気  
をつけていただけるといいと思います。業者に留意していただけたらありがたいと思  
っております。

報告については以上です。審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（阿部会長）**

ありがとうございました。これより質疑に入ります。御発言はありますでしょうか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第5号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程9議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了しましたので、16番菱山委員には、御着席をお願いいたします。

**16番 菱山喜章委員 着席**

## 日程 10 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程 10 議案第 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、20 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 4-1 及び 4-1001 から 4-1004 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 4 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、21 ページから 22 ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。本庁管内分について御説明します。

21 ページの整理番号 4-1 は、耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権設定をするものです。案内図は 14 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 8 か月、件数は 1 件、1 筆、面積は 375 m<sup>2</sup>です。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の 4 件について説明いたします。引き続き、21 ページから 22 ページを御覧ください。

整理番号 4-1001 は、耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 15 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 8 か月、件数は 1 件、1 筆、面積は 730 m<sup>2</sup>です。

続きまして、整理番号 4-1002 は、耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 16 ページを御覧ください。契約期間は 2 年 8 か月、件数は 1 件、1 筆、面積は 876 m<sup>2</sup>です。

次に、整理番号 4-1003 は、耕作者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 17 ページを御覧ください。耕作者は令和 2 年 11 月に地区担当農業委員の技術認定を受け、新規就農した方で、現在、青野原、川尻で 14 筆を利用して利用権を設定し、露地野菜を栽培しています。契約期間は 3 年 8 か月、件数は 1 件、2 筆、面積は 862 m<sup>2</sup>です。

次に、整理番号 4-1004 は、事業者が経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 18 ページを御覧ください。事業者は、平成 29 年 7 月に新規で利用権を設定した法人で、現在、寸沢嵐、三ケ木の 16 筆で利用権を設定し、果樹等を栽培しています。経営期間は 5 年 8 か月、件数は 1 件、2 筆、面積は 1,225 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はありますか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第6号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程10議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 1 1 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 1 1 議案第 7 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、23 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 4-2 から 4-1 1 及び 4-1 0 0 5 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 4 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、24 ページから 27 ページを御覧ください。案内図は 19 ページから 29 ページを御覧ください。

整理番号 4-2 から 4-1 1 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 10 件で、18 筆、面積は合計 18,869.98 m<sup>2</sup>です。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは引き続き、28 ページを御覧ください。案内図は 30 ページを御覧ください。

整理番号 4-1 0 0 5 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、土地所有者から事業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 1 件、2 筆、面積は 1,255 m<sup>2</sup>のうち 495 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

### 質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

### 17 番（藤村委員）

26 ページの一番下の真ん中のところが山林でしたよね。だから、これはうちの議題から除外されるのかな。

### 事務局（伊藤担当課長）

登記簿が農地以外であっても、現況が農地ですと農地法の規制がかかりますので、該当するということです。

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

**17番（藤村委員）**

はい。

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第7号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程11議案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 1 2 議案第 8 号 農用地利用配分計画の作成について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 1 2 議案第 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、29 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 8 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 4-1 から 4-9 及び 4-1001 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により令和 4 年 4 月 1 日付で相模原市農業協同組合代表理事組合長及び相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和 4 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、30 ページから 33 ページを御覧ください。案内図は 19 ページから 29 ページ、一つ飛ばしまして 31 ページを御覧ください。

整理番号 4-1 から 4-9 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は 9 件、21 筆で、面積は 21,944.98 m<sup>2</sup>です。なお、整理番号 4-8 につきましては、耕作者は令和 3 年 3 月にかながわ農業サポーターの認定を受け、新規就農者となられた方で、令和 3 年 8 月に 1,460 m<sup>2</sup>の配分を受けています。今回の配分により、合計耕作面積が 2,060 m<sup>2</sup>となるものです。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは引き続きまして、津久井事務所管内の 1 件について説明いたします。33 ページを引き続き御覧ください。案内図は 30 ページを御覧ください。

整理番号 4-1001 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、事業者に貸出しを行う利用配分計画の案件で、相模原市長から農業委員会の意見を求められているものです。事業者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は 1 件、2 筆、面積は 1,255 m<sup>2</sup>のうち 495 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言はありますか。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第8号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程12議案第8号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 1 3 議案第 9 号 農用地利用計画の変更について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 1 3 議案第 9 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、34 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 9 号 農用地利用計画の変更について。令和 4 年 4 月 4 日付けで、相模原市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、意見を求められたので同意するものとする。令和 4 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、35 ページを御覧ください。

本案件は、農用地区域からの除外について、市長から意見照会を受けているものです。緑区青根の除外箇所、1 筆、面積 329 m<sup>2</sup>の現地の状況につきましてはスクリーンを御覧ください。案内図は 32 ページを御覧ください。斜線部分が本案件の除外区域です。農用地区域から除外する理由としては、農家住宅建築のためです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 9 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

### 議長（阿部会長）

挙手多数。

よって日程 1 3 議案第 9 号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程14 議案第10号 令和5年度県農地等の利用の最適化の推進に

### 関する意見について

#### 議長（阿部会長）

続いて、日程14議案第10号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（濱端総括副主幹）

それでは、36ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第10号 令和5年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。神奈川県農業会議からの依頼により、「令和5年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」を別紙のとおり提出する。令和4年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、37ページから39ページを御覧ください。また、総会が始まる前にお話しいたしました県への意見等の提出に関する書類についても併せて御覧ください。

毎年、県に意見や要望するもののうち、令和5年度税制改正要望事項につきましては、既に3月末に県農業会議へ提出しております。今回、県農地等の利用の最適化の推進に関する意見につきましては、1月開催の全員協議会及び2月に書面開催を行いました第19回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会及び第12回農政運営委員会で提示し、協議を経て提案するもので、昨年度要望したものがまだ実現されていないことから、継続して要望するものです。

以上で説明を終わります。

#### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。御発言ございませんか。

#### 質疑なし

#### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

#### [ はいの声 ]

#### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第10号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程14議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程15 議案第11号 専決処分の承認について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程15議案第11号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（濱端総括副主幹）

それでは、当日配付させていただきました議案第11号を御覧ください。朗読いたします。

議案第11号 専決処分の承認について。相模原市農業委員会事務専決規程第5条第1項の規程により専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、裏面を御覧ください。

こちらの専決処分書につきましては、情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等についての一部を改正する告示を制定するものとなっております。一番下に記載があります制定の理由としましては、相模原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則による相模原市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の改正に伴い、同規則の題名を引用する規定を整理するものとなります。

改正の内容としましては、本則中、「相模原市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「相模原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に改めるものです。

なお、この告示は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第11号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程15議案第11号については、原案のとおり決定いたしました。

いて

**議長（阿部会長）**

続きまして、報告案件に移ります。

日程16 報告第1号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（濱端総括副主幹）**

それでは、40ページを御覧ください。朗読いたします。

報告第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。生産緑地法第10条の規定に基づいて買い取り申し出する生産緑地につき、別紙の買い取り申し出事由の生じた者が農業の主たる従事者に該当することを認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第4条第1項第2号の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。令和4年4月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、41ページを御覧ください。

証明番号2-1につきましては、中央区清新に所在の生産緑地3,921㎡の農業の主たる従事者が令和3年9月に死亡したことに伴うもので、当該地の買取り申出をするため、申出者より主たる従事者の証明願の提出があったものです。

このことについて、御家族及び近隣の方から事情を聴き、現地調査したところ、買取り申出事由の生じた者は農業経営に従事してきたことが確認されましたため、地区農業委員の意見を伺い、記載のとおりの日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いします。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

以上で日程16 報告第1号を終わります。

## 日程 1 7 報告第 2 号 農地所有適格法人の報告について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 1 7 報告第 2 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、4 2 ページを御覧ください。朗読します。

報告第 2 号 農地所有適格法人の報告について。農地法第 6 条の規定により、別紙のとおり農地所有適格法人報告書が提出されたので報告する。令和 4 年 4 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4 3 ページを御覧ください。

株式会社グリーンピア相模原から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、4 4 ページから 4 6 ページの内容となっています。なお、株式会社グリーンピア相模原は、今回の報告分は、本来であれば今年の 6 月までに報告すべきものでしたが、再三の提出を促したにも関わらず失念しており、今回、提出されたものです。

続きまして、4 7 ページを御覧ください。

ミヤコ農園株式会社から報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、4 8 ページから 5 0 ページの内容となっています。

続きまして、5 1 ページを御覧ください。

合同会社フルーツランドから報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、5 2 ページから 5 4 ページの内容となっております。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について何か御発言がございましたら、お願いします。

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 7 報告第 2 号を終わります。

## 日程 1 8 報告第 3 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利

### 用状況の報告について

#### 議長（阿部会長）

続いて、日程 1 8 報告第 3 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（松浦所長）

それでは、5 5 ページを御覧ください。報告議案を朗読します。

報告第 3 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について。農地法第 6 条の 2 の規定により、別紙のとおり農地等の利用状況報告書が提出されたので報告する。令和 4 年 4 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の 1 件について説明します。5 6 ページを御覧ください。

農事組合法人つ組の令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日までの 1 年間に関する報告です。

1 の報告に係る土地の所在等については、5 7 ページを御覧ください。利用権の設定を受けた土地は、緑区根小屋の 3 筆、3,4 9 3 m<sup>2</sup>で、作付はハウレンソウ、生産量は約 3.5 トンです。

以上で説明を終わります。

#### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いします。

#### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、以上で日程 1 8 報告第 3 号を終わります。

いて

**議長（阿部会長）**

続いて、日程 1 9 報告第 4 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、58 ページを御覧ください。朗読します。

報告第 4 号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について。相模原市長から別紙の市民農園の廃止について、通知があったので報告する。令和 4 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、59 ページを御覧ください。

収受番号 1 は、土地所有者から相模原市が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、農業委員会の承認を得て借り受けて開設した市民農園を廃止するものです。廃止日は令和 4 年 1 月 31 日です。廃止理由は所有者の都合により、他の用途で使用する事となったためです。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いします。

**議長（阿部会長）**

よろしいでしょうか。

それでは、以上で日程 1 9 報告第 4 号を終わります。

## 日程 20 報告第 5 号 非農地証明書の発行について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 20 報告第 5 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいただきます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、60 ページを御覧ください。報告議案を朗読します。

報告第 5 号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和 4 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、61 ページから 64 ページを御覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内、津久井事務所管内合わせて 8 件です。非農地の状況の内訳としましては、建築物の敷地が 4 筆、山林が 12 筆、位置・面積・形状等から農地利用困難が 1 筆、道路及び進入路が 1 筆、駐車場が 1 筆、合計 8 件、19 筆で、面積は 7,119.78 m<sup>2</sup>です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行しました。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いします。

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、以上で日程 20 報告第 5 号を終わります。

調査結果の報告について

**議長（阿部会長）**

続いて、日程 2 1 報告第 6 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、6 5 ページを御覧ください。朗読します。

報告第 6 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、横浜地方法務局相模原支局登記官に対し報告したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和 4 年 4 月 2 8 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、6 6 ページを御覧ください。横浜地方法務局相模原支局より照会を受けた土地、2 件、3 筆です。

番号 9 は、市街化区域で昭和 4 7 年に農地転用届出済みの土地のため、原状回復命令を発する予定はなしとして、3 月 3 0 日付で回答したものです。

続きまして、番号 1 0 は、市街化区域で同じく昭和 4 7 年に農地転用届出済みの土地のため、原状回復命令を発する予定はなしとして、3 月 3 0 日付で回答したものです。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いします。

**1 7 番（藤村委員）**

番号 9、番号 1 0 が、転用許可の有無ということで、昭和 4 7 年に話が済んでいるのに、何で話が済んでいないのか。

**事務局（伊藤担当課長）**

お手元の資料を御覧いただければと思いますが、地目変更登記をするに当たっては、法務局に提出書類として農地転用の許可済証もしくは市街化区域であれば農地転用の届出受理証を添付しないと、地目変更登記というのは受け付けしてもらえないんです。この事案については、その書類が添付されていなかったために、農業委員会に照会せざるを得ないことになっております。これは登記所の事務として、許可証なり届出済証がない場合は、登記所は農業委員会にこういった事実があったかどうかというのを照会するというものになります。許可や届出済みだったものに対して、農業委員会が回答したものについては、それをもって登記所は農地から農地以外の地目に登記簿地目を変える手続に進むという流れになっております。

以上です。

**議長（阿部会長）**

一般的には、本人が農業委員会事務局に証明願を出して、証明を持って登記に出す。

だけど、これをやっていなかったんだね。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言ございませんか。

**議長（阿部会長）**

よろしいでしょうか。

以上で日程 2 1 報告第 6 号を終わります。

について

**議長（阿部会長）**

続いて、日程 2 2 報告第 7 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、67 ページを御覧ください。朗読します。

報告第 7 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和 4 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、68 ページから 72 ページを御覧ください。

今回の届出件数は、本庁分と津久井事務所分を合わせて 10 件、77 筆です。現況が農地の筆につきましては、農業委員会によるあっせんの希望はありませんでした。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いします。

**17 番（藤村委員）**

あっせんの希望がないというところはどういうことになりますでしょうか。本人がやるという、または実は誰かに貸してやるのか、何かそういう背景があるのでしょうか。

**事務局（伊藤担当課長）**

まず、基本的には本人がやるという届出になっています。あと、細かく見ていただきますと、区分のところで市街化区域、市街化とありますので、そういったところは併せて現況の地目も見ていただくと、農地以外のものがあったりします。そういったところは既に農地としては管理されていないで、雑種地であれば駐車場だとか、そういった利用になっているというのも現実であります。

以上です。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

そうしましたら、以上で日程 2 2 報告第 7 号を終わります。

いて

**議長（阿部会長）**

続いて、日程 2 3 報告第 8 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、73 ページを御覧ください。朗読します。

報告第 8 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号及び第 8 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和 4 年 4 月 28 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、74 ページから 77 ページを御覧ください。

第 4 条の届出件数は、本庁分及び津久井事務所分を合わせて、17 件、29 筆です。

続いて、78 ページから 80 ページを御覧ください。

第 5 条の届出件数は、本庁分のみで、21 件、25 筆です。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの報告について御発言がございましたら、お願いいたします。

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

以上で日程 2 3 報告第 8 号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第 3 回総会は、令和 4 年 5 月 31 日火曜日午後 1 時 30 分から開催する予定です。開催場所は市役所第 2 別館 3 階第 3 委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 2 回総会を終了いたします。